

## 令和 5 年度 業務委託積算基準 一部改定・訂正一覧表

R6.4.26

通知日	種別 改定 訂正	基準書該当箇所			変更情報	
		種別 本編 別冊	基準書 ページ	章・節・項等の名称	変更内容	対照表 ページ
R6.4.26	改定	本編	総則-8	第2章 積算基準 第1節 積算基準 1-1 技術者の職種区分	職種区分定義の改定	1
R6.4.26	改定	本編	1-1	第1編 測量業務 [2] 独自基準 第1章 測量調査等業務	情報共有システム等の費用について追記	2
R6.4.26	改定	本編	2-1~2-2	第2編 地質調査業務 [2] 独自基準 第1章 地質調査積算基準	諸経費率の改定 情報共有システム等の費用について追記	3~4
R6.4.26	改定	本編	3-1	第3編 土木設計業務 [2] 独自基準 第1章 土木設計業務等積算基準	情報共有システム等の費用について追記	5
R6.4.26	改定	本編	4-1~4-4	第4編 調査、計画業務 [2] 独自基準 第1章 調査、計画標準歩掛	情報共有システム等の費用について追記	6~9
R6.4.26	改定	本編	8-1~8-4 (1)	第8-1編 港湾 [2] 独自基準	土質調査業務の諸経費率の改定 情報共有システム等の費用について追記	10~14
R6.4.26	改定	本編	8-5~8-9	第8-2編 漁港漁場整備 [2] 独自基準	情報共有システム等の費用について追記	15~19
R6.4.26	改定	本編	9-1~9-2	第9編 空港 [2] 独自基準	情報共有システム等の費用について追記	20~21
R6.4.26	改定	本編	10-8	第10編 農業農村整備 第4章 設計	記載内容の変更	22

# 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで契約する業務に適用）	改定後（令和6年5月1日以降契約する業務に適用）
<p>総則-8 第2章 積算基準 第1節 積算基準 1-1 技術者の職種区分</p>	<p>第1節 積算基準 1-1 技術者の職種区分 参考までに設計業務等における技術者の職種区分定義を下記のとおり示す。</p> <p>(1) 測量業務に係る技術者 職種区分定義</p> <p>① 測量主任技師：測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。 また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。</p> <p>② 測量技師：測量士で測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。 また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。</p> <p>③ 測量技師補：上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに従い業務の実施を担当する者。また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。</p> <p>④ 測量助手：測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。</p> <p>⑤ 測量補助員：測量技師、測量技師補又は測量助手の指揮、指導のもとに測量作業における補助業務を担当する者。</p> <p>⑥ 操縦士：測量用写真の撮影等に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で操縦を担当する者。</p> <p>⑦ 整備士：一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影等に使用する航空機の整備を担当する者。</p> <p>⑧ 撮影士：測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務及び航空レーザ計測を担当する者。また、撮影助手を指揮、指導して撮影等を実施する者。</p> <p>⑨ 撮影助手：撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影等の補助業務を担当する者。</p> <p>⑩ 測量船操縦士：水面（海面及び内水面）における、測量用船舶の操縦その他の作業を担当する者。</p> <p>(2) 地質調査業務に係る技術者 職種区分定義</p> <p>① 地質調査技師：高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の現場における作業を指揮、指導する技術者で、現場責任者、現場代理人等をいう。</p> <p>② 主任地質調査員：高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の現場における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。</p> <p>③ 地質調査員：ボーリング作業の現場におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う者をいう。</p> <p>(3) 土木設計業務等に係る技術者 職種区分定義</p> <p>① 主任技術者：先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。 工学以外に社会、経済、環境等の多岐にわたる分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。 工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。</p> <p>② 理事・技師長：複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。</p> <p>③ 主任技師：定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。</p>	<p>第1節 積算基準 1-1 技術者の職種区分 参考までに設計業務等における技術者の職種区分定義を下記のとおり示す。</p> <p>(1) 測量業務に係る技術者 職種区分定義</p> <p>① 測量主任技師：測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。 また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。</p> <p>② 測量技師：測量士で測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。 また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。</p> <p>③ 測量技師補：上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに従い業務の実施を担当する者。また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。</p> <p>④ 測量助手：測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。</p> <p>⑤ 測量補助員：測量技師、測量技師補又は測量助手の指揮、指導のもとに測量作業における補助業務を担当する者。</p> <p>⑥ 操縦士：測量用写真の撮影等に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で操縦を担当する者。</p> <p>⑦ 整備士：一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影等に使用する航空機の整備を担当する者。</p> <p>⑧ 撮影士：測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務及び航空レーザ計測を担当する者。また、撮影助手を指揮、指導して撮影等を実施する者。</p> <p>⑨ 撮影助手：撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影等の補助業務を担当する者。</p> <p>⑩ 測量船操縦士：水面（海面及び内水面）における、測量用船舶の操縦その他の作業を担当する者。</p> <p>(2) 地質調査業務に係る技術者 職種区分定義 (令和6年4月30日まで適用)</p> <p>① 地質調査技師：高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の現場における作業を指揮、指導する技術者で、現場責任者、現場代理人等をいう。</p> <p>② 主任地質調査員：高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の現場における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。</p> <p>③ 地質調査員：ボーリング作業の現場におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う者をいう。</p> <p>(令和6年5月1日以降適用)</p> <p>① 地質調査技師：ボーリング作業の現場等における作業を指揮、指導する技術者をいう。</p> <p>② 主任地質調査員：ボーリング作業の現場等における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。</p> <p>③ 地質調査員：ボーリング作業の現場等におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う技術者をいう。</p> <p>(3) 土木設計業務等に係る技術者 職種区分定義</p> <p>① 主任技術者：先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する</p>

追加→

追加→

総則-9へ移動

# 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで契約する業務に適用）	改定後（令和6年5月1日以降契約する業務に適用）
<p>1-1 第1編 測量業務 [2] 独自基準 第1章 測量調査等業務</p>	<p style="text-align: center;">第1章 測量業務積算基準</p> <p>[1] 適用基準 設計業務等標準積算基準書 第1編 測量業務 第1章 測量業務積算基準 / 第1節 測量業務積算基準 及び 設計業務等標準積算基準書(参考資料) 第2編 測量業務 第1章 測量業務積算基準(参考資料) / 第1節 測量業務積算基準による。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>[2] 運用基準 なし</p> </div> <p>[3] 独自基準 設計業務等標準積算基準書 第1編 測量業務 第1章 測量業務積算基準 第1節 測量業務積算基準</p> <p>1-4 測量業務費の積算方法 1-4-1 測量業務費</p> <p>3. 測量調査費 測量調査費については、以下による。 測量調査費については、「業務委託積算基準（島根県農林水産部・土木部）第3編土木設計業務」による。 「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計周辺データ作成」については、測量調査費として計上するものとする。 なお、測量調査についての運用は、別表第2による。</p> <p style="text-align: right;">追加→</p>	<p style="text-align: center;">第1章 測量業務積算基準</p> <p>[1] 適用基準 設計業務等標準積算基準書 第1編 測量業務 第1章 測量業務積算基準 / 第1節 測量業務積算基準 及び 設計業務等標準積算基準書(参考資料) 第2編 測量業務 第1章 測量業務積算基準(参考資料) / 第1節 測量業務積算基準による。</p> <p>[2] 独自基準 設計業務等標準積算基準書 第1編 測量業務 第1章 測量業務積算基準 第1節 測量業務積算基準</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>1-3 測量業務費 1-3-2 測量業務費構成費目の内容 1. 測量作業費 (令和6年5月1日以降適用) (2) 間接測量費 間接測量費については、以下による 間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門家に外注する場合に必要な間接的な送費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用である。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、経費として計上する。</p> </div> <p>1-4 測量業務費の積算方法 1-4-1 測量業務費</p> <p>3. 測量調査費 測量調査費については、以下による。 測量調査費については、「業務委託積算基準（島根県農林水産部・土木部）第3編土木設計業務」による。 「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計周辺データ作成」については、測量調査費として計上するものとする。 なお、測量調査についての運用は、別表第2による。</p>

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで契約する業務に適用）	改定後（令和6年5月1日以降契約する業務に適用）
<p>2-1 第2編 地質調査業務 [2] 独自基準 第1章 地質調査積算基準</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 地質調査積算基準</b></p> <p>[1] 適用する基準 設計業務等標準積算基準書 第2編 地質調査業務 第1章 地質調査積算基準／第1節 地質調査積算基準 及び 設計業務等標準積算基準書(参考資料) 第3編 地質調査業務 第1章 地質調査積算基準(参考資料)／第1節 地質調査積算基準による。</p> <p>[2] 独自基準 なし</p> <p style="text-align: right; color: red;">追加→</p> <p style="text-align: right; color: red;">追加→</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 地質調査積算基準</b></p> <p>[1] 適用する基準 設計業務等標準積算基準書 第2編 地質調査業務 第1章 地質調査積算基準／第1節 地質調査積算基準 及び 設計業務等標準積算基準書(参考資料) 第3編 地質調査業務 第1章 地質調査積算基準(参考資料)／第1節 地質調査積算基準による。</p> <p>[2] 独自基準 (令和6年4月30日まで適用) なし</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(令和6年5月1日以降適用)</p> <p>設計業務等標準積算基準書 第2編 地質調査業務</p> <p>第1章 地質調査積算基準／第1節 地質調査積算基準</p> <p>1-2 地質調査業務費 1-2-2 地質調査業務費構成項目の内容 (1) 一般調査業務費 「高度な技術的判断を含まない単純な地質調査である」を「当該地質調査に必要な費用である」に認むる。 1) 純調査費 (ハ) 業務管理費 業務管理費については、以下による。 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(SIM/CTM)に関するライセンス費用を含む)、熱中症対策費用を含む。 なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。 また、業務管理費は諸経費率算定の対象額としない。</p> </div>

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで契約する業務に適用）	改定後（令和6年5月1日以降契約する業務に適用）																				
<p>2-2 第2編 地質調査業務 [2] 独自基準 第1章 地質調査積算基準</p>	<p style="text-align: right;">追加→</p> <p style="text-align: center;">&lt;記載なし&gt;</p>	<p>1-3 地質調査業務の積算方法 別表第1 (1) 諸経費率標準値</p> <table border="1" data-bbox="1357 373 1935 539"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>100万円以上</th> <th colspan="2">100万円を超え3000万円以下</th> <th>3000万円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>82.5%</td> <td>290.2</td> <td>-0.091</td> <td>60.6%</td> </tr> </tbody> </table>	対象額	100万円以上	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%
対象額	100万円以上	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの																		
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																		
		A	b																			
率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%																		

# 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで契約する業務に適用）	改定後（令和6年5月1日以降契約する業務に適用）
<p><b>3-1</b> 第3編 土木設計業務 [2] 独自基準 第1章 土木設計業務等積算基準</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 土木設計業務等積算基準</b></p> <p>[1] 適用基準 設計業務等標準積算基準書 第3編 土木設計業務 第1章 土木設計業務等積算基準／ 第1節 土木設計業務等積算基準～ 第3節 電子 成果品作成費による。</p> <p>[2] 独自基準 設計業務等標準積算基準書 第3編 土木設計業務 第1章 土木設計業務等積算基準 第1節 土木設計業務等積算基準 1-3 業務委託料の積算 1. 建設コンサルタントに委託する場合 ロ 各構成要素の算定 (ロ) 直接経費 直接経費については、以下による。 直接経費は、1-2の2.イ(ロ)の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については、 「業務委託積算基準総則第2章第1節1-3旅費交通費」による。</p> <p>1-4 設計変更の積算 設計変更の積算については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節1-9設計変更の積算方法」による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 土木設計業務等積算基準</b></p> <p>[1] 適用基準 設計業務等標準積算基準書 第3編 土木設計業務 第1章 土木設計業務等積算基準／ 第1節 土木設計業務等積算基準～ 第3節 電子 成果品作成費による。</p> <p>[2] 独自基準 設計業務等標準積算基準書 第3編 土木設計業務 第1章 土木設計業務等積算基準 第1節 土木設計業務等積算基準</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>1-2 業務委託料 2. 業務委託料構成費目の内容 ロ 間接原価 (令和6年5月1日以降適用) (イ) 間接原価 間接原価については、以下による。 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品 に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用 (BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)とする。</p> </div> <p>1-3 業務委託料の積算 1. 建設コンサルタントに委託する場合 ロ 各構成要素の算定 (ロ) 直接経費 直接経費については、以下による。 直接経費は、1-2の2.イ(ロ)の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については、 「業務委託積算基準総則第2章第1節1-3旅費交通費」による。</p> <p>1-4 設計変更の積算 設計変更の積算については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節1-9設計変更の積算方法」による。</p>

追加→

# 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで契約する業務に適用）	改定後（令和6年5月1日以降契約する業務に適用）
<p><b>4-1</b> 第4編 調査、計画業務 〔2〕独自基準 第1章 調査、計画標準歩掛</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 調査、計画標準歩掛</b></p> <p>[1] 適用基準 設計業務等標準積算基準書 第4編 調査、計画業務 第1章 調査、計画標準歩掛／第1節 共通～第6節 機械経費等 による。 ただし、第4節 4-2 橋梁定期点検業務等積算基準は適用しない。 設計業務等標準積算基準書(参考資料) 第5編 調査、計画業務 第1章 調査、計画業務積算基準(参考資料)／第1節 調査、計画業務標準歩掛における機械経費等の構成 による。</p> <p>[2] 独自基準 設計業務等標準積算基準書 第4編 調査、計画業務 第1章 調査、計画標準歩掛 第2節 洪水痕跡調査業務 2-3 業務費構成費目内容 (1) 直接調査費 4) 直接経費 ①旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。</p> <p>第3節 河川水辺環境調査(河川空間利用実態調査) 3-1 河川水辺環境調査(河川空間利用実態調査)業務積算基準 3-1-2 河川水辺環境調査(河川空間利用実態調査)業務委託料の積算及び構成 第1編第1章測量業務積算基準を「業務委託積算基準第1編第1章測量業務積算基準」に読み替える。 3-1-4 歩掛使用上の留意点 (2) 打合せ等 測量業務標準歩掛を「業務委託積算基準第1編第2章測量業務標準歩掛」に読み替える。</p> <p>第5節 水文観測業務 5-1 水文観測所保守点検業務積算基準(案) 5-1-3 価格構成費目内容 (1) 直接調査費 2) 直接経費 ①旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 調査、計画標準歩掛</b></p> <p>[1] 適用基準 設計業務等標準積算基準書 第4編 調査、計画業務 第1章 調査、計画標準歩掛／第1節 共通～第6節 機械経費等 による。 ただし、第4節 4-2 橋梁定期点検業務等積算基準は適用しない。 設計業務等標準積算基準書(参考資料) 第5編 調査、計画業務 第1章 調査、計画業務積算基準(参考資料)／第1節 調査、計画業務標準歩掛における機械経費等の構成 による。</p> <p>[2] 独自基準 設計業務等標準積算基準書 第4編 調査、計画業務 第1章 調査、計画標準歩掛 第2節 洪水痕跡調査業務 2-3 業務費構成費目内容 (1) 直接調査費 4) 直接経費 ①旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(令和6年5月1日以降適用) (2) 間接調査費 間接調査費については、以下による。 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接調査費で積算された以外の費用及び図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、熱中症対策費用である。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p> </div> <p>第3節 河川水辺環境調査(河川空間利用実態調査) 3-1 河川水辺環境調査(河川空間利用実態調査)業務積算基準 3-1-2 河川水辺環境調査(河川空間利用実態調査)業務委託料の積算及び構成 第1編第1章測量業務積算基準を「業務委託積算基準第1編第1章測量業務積算基準」に読み替える。 3-1-4 歩掛使用上の留意点 (2) 打合せ等 測量業務標準歩掛を「業務委託積算基準第1編第2章測量業務標準歩掛」に読み替える。</p> <p>第5節 水文観測業務</p>

追加→

→ 4-2へ移動

# 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで契約する業務に適用）	改定後（令和6年5月1日以降契約する業務に適用）
<p>4-2 第4編 調査、計画業務 [2] 独自基準 第1章 調査、計画標準 歩掛</p>	<p>5-2 流量観測業務積算基準(案)</p> <p>5-2-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 2) 直接経費 ①旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。</p> <p>5-2-7 現地調査 「参考資料の1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」に読み替える。</p> <p>5-2-8 低水流量観測 「参考資料の1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」に読み替える。</p> <p>5-2-10 流量観測 (ADCP) 「参考資料の1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」に読み替える。</p> <p>5-3 水位流量由線作成業務積算基準(案)</p> <p>5-3-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 2) 直接経費 ①旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。</p> <p>5-4 水文資料整理業務積算基準(案)</p> <p>5-4-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 2) 直接経費 ①旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。</p>	<p>5-1 水文観測所保守点検業務積算基準(案)</p> <p>5-1-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 2) 直接経費 ①旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。</p> <p>(令和6年5月1日以降適用)</p> <p>(2) 間接調査費 間接調査費については、以下による。 間接調査費は、動力用永光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熟中症対策費用である。なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p>

追加→

4-1から移動←

→ 4-3へ移動



# 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで契約する業務に適用）	改定後（令和6年5月1日以降契約する業務に適用）
<p>4-3 第4編 調査、計画業務 [2] 独自基準 第1章 調査、計画標準 歩掛</p>	<p>5-2 流量観測業務積算基準(案) 5-2-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 2) 直接経費 ② 旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3 旅費交通費」による。</p> <p>5-2-7 現地調査 「参考資料の1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」に読み替える。</p> <p>5-2-8 低水流量観測 「参考資料の1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」に読み替える。</p> <p>5-2-10 流量観測 (ADCP) 「参考資料の1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」に読み替える。</p> <p>5-3 水位流量曲線作成業務積算基準(案) 5-3-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 2) 直接経費 ① 旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3 旅費交通費」による。</p> <p>5-4 水文資料整理業務積算基準(案) 5-4-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 2) 直接経費 ① 旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3 旅費交通費」による。</p>	<p>5-2 流量観測業務積算基準(案) 5-2-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 2) 直接経費 ② 旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3 旅費交通費」による。</p> <div data-bbox="1339 478 1951 635" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>(令和6年5月1日以降適用) (2) 間接調査費 間接調査費については、以下による。 間接調査費は、動力用永光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用である。 なお、間接調査費は一般管理費等を含わせて諸経費として計上する。</p> </div> <p>5-2-7 現地調査 「参考資料の1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」に読み替える。</p> <p>5-2-8 低水流量観測 「参考資料の1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」に読み替える。</p> <p>5-2-10 流量観測 (ADCP) 「参考資料の1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」に読み替える。</p> <p>5-3 水位流量曲線作成業務積算基準(案) 5-3-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 2) 直接経費 ① 旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3 旅費交通費」による。</p> <div data-bbox="1339 1013 1951 1169" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>(令和6年5月1日以降適用) (2) 間接調査費 間接調査費については、以下による。 間接調査費は、動力用永光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用である。 なお、間接調査費は一般管理費等を含わせて諸経費として計上する。</p> </div> <p>5-4 水文資料整理業務積算基準(案) 5-4-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 2) 直接経費 ① 旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3 旅費交通費」による。</p>

# 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで契約する業務に適用）	改定後（令和6年5月1日以降契約する業務に適用）
<p><b>4-4</b> 第4編 調査、計画業務 [2] 独自基準 第1章 調査、計画標準 歩掛</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>3) 一般管理費 一般管理費等は一般管理費及び利益よりなる。</p> <p>4) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分を積算するものとする。</p> <p>1-3 水質採水作業費の積算方式 水質採水作業費は、次式によって積算する。  <math display="block">\begin{aligned} \text{水質採水作業費} &amp;= (\text{直接採水費}) + (\text{間接経費}) + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額}) \\ &amp;= (\text{直接採水費}) + (\text{諸経費}) + (\text{消費税相当額}) \\ &amp;= (\text{直接採水費}) + (\text{直接採水費} \times \text{諸経費率}) \times \{1 + (\text{消費税率})\} \end{aligned}</math> <p>(1) 諸経費 水質採水作業費に係る諸経費は、「業務委託積算基準第1編第1章測量業務積算基準」の諸経費率を、当該直接採水作業費に乘じて得た額とする。なお、「業務委託積算基準第1編第1章測量業務積算基準」における諸経率標準値及び算出式の直接測量費については、直接採水費に読み替えるものとする。</p> </p></div> <p style="text-align: right; color: red;">追加→</p> <p style="text-align: center; color: red;">→ 4-5へ移動</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(令和6年5月1日以降適用)</p> <p>(2) 間接調査費 間接調査費については、以下による。 間接調査費は、動力用光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用である。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p> </div>

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで契約する業務に適用）	改定後（令和6年5月1日以降契約する業務に適用）
<p>8-1 第8-1編 港湾 〔2〕独自基準 第1編 設計等業務</p>	<p style="text-align: center;">第8-1編 港湾</p> <p>[1] 適用基準 港湾土木請負工事積算基準 による。</p> <p>[2] 独自基準 第3部 その他の積算基準 第1編 設計等業務 1節 計画・開発・調査等業務 2. 積算価格の内訳 2-2 業務委託料の積算 2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合 1) 業務委託料の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準／総則／第1章／第2節／2-2端数処理等の方法 (10) 業務価格 2) 各構成費目の算定 (2) 直接経費 経費の算定については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3経費交通費  2-3 設計変更の積算 業務委託料の変更については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-9設計変更の積算方法  2-4 職種の定義 職種の定義については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-1技術者の職種区分  2-5 旅費の算定 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3経費交通費</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>第2編 測量・調査等業務 1節 測量業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 測量作業費 1) 直接測量費 (1) 人件費等 ②賃金 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準／第1.5編単価</p> </div>	<p style="text-align: center;">第8-1編 港湾</p> <p>[1] 適用基準 港湾土木請負工事積算基準 による。</p> <p>[2] 独自基準 第3部 その他の積算基準 第1編 設計等業務 1節 計画・開発・調査等業務 2. 積算価格の内訳 2-1 積算価格構成の内訳 2-1-2 間接原価 (令和6年5月1日以降適用) 1) 間接原価 間接原価については、以下による。 間接原価は当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BM/CTMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用とする。  2-2 業務委託料の積算 2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合 1) 業務委託料の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準／総則／第1章／第2節／2-2端数処理等の方法 (10) 業務価格 2) 各構成費目の算定 (2) 直接経費 経費の算定については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3経費交通費  2-3 設計変更の積算 業務委託料の変更については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-9設計変更の積算方法  2-4 職種の定義 職種の定義については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-1技術者の職種区分  2-5 旅費の算定 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3経費交通費</p>

追加→

→ 8-2へ移動

# 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで契約する業務に適用）	改定後（令和6年5月1日以降契約する業務に適用）
<p>8-2 第8-1編 港湾 〔2〕独自基準 第2編 測量調査等業務</p>	<p>(2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価</p> <p>(5) 直接経費 ① 旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費</p> <p>2-3 測量業務費の積算方式 単価表の合計金額について増数処理は行わない。 測量作業費及び測量調査費の増数処理については、以下による。 測量作業費及び測量調査費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、増数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で増数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p>5節 磁気探査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 調査業務費 1) 直接調査費 (1) 人件費等 労務の単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価 (4) 直接経費 ① 旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費</p> <p>2-3 磁気探査業務（工事）費の積算方式 単価表の合計金額について増数処理は行わない。 業務価格の増数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2 増数処理等の方法（10）業務価格</p> <p>6節 潜水探査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 1) 直接工事費 (1) 人件費等 労務の単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価</p> <p>2-3 潜水探査工事の積算方式 単価表の合計金額について増数処理は行わない。 潜水探査工事費の増数処理については、以下による。</p>	<p>第2編 測量・調査等業務</p> <p>1節 測量業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 測量作業費 1) 直接測量費 (1) 人件費等 ② 賃金 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価 (5) 直接経費 ① 旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費</p> <p>（令和6年5月1日以降適用） 1) 間接測量費 間接測量費については、以下による。 間接測量費は、動力、用水、光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用および印刷、探査、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的経費、業務実績の登録に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（EIM/CDMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用とする。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。</p> <p>2-3 測量業務費の積算方式 単価表の合計金額について増数処理は行わない。 測量作業費及び測量調査費の増数処理については、以下による。 測量作業費及び測量調査費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、増数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で増数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p>5節 磁気探査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 調査業務費 1) 直接調査費 (1) 人件費等 労務の単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価 (4) 直接経費 ① 旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費</p>

8-1から移動

追加→

8-3へ移動

# 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで契約する業務に適用）	改定後（令和6年5月1日以降契約する業務に適用）
<p><b>8-3</b> 第8-1編 港湾 〔2〕独自基準 第2編 測量調査等業務</p>	<p>潜水探査工事費（消費税等相当額を除く）は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p>8節 海象観測装置定期点検・保守業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>1) 直接業務費</p> <p>(1) 人件費等</p> <p>②賃金 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価</p> <p>(2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価</p> <p>(5) 直接経費</p> <p>①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費</p> <p>2-3 海象観測装置定期点検・保守業務の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2 端数処理等の方法 (10) 業務価格</p> <p>参考資料-1 気象・海象調査</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>2-2-1 調査業務費</p> <p>(1) 直接調査費</p> <p>①労務費 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価</p> <p>②材料費 材料単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価</p> <p>③直接経費</p> <p>④旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費</p> <p>2-3 調査の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2 端数処理等の方法 (10) 業務価格</p>	<p>2-3 電気架設業務（工事）費の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2 端数処理等の方法 (10) 業務価格</p> <p>6節 潜水探査業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>1) 直接工事費</p> <p>(1) 人件費等 労務の単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価</p> <p>(2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価</p> <p>2-3 潜水探査工事の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 潜水探査工事費の端数処理については、以下による。 潜水探査工事費（消費税等相当額を除く）は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p>8節 海象観測装置定期点検・保守業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>1) 直接業務費</p> <p>(1) 人件費等</p> <p>②賃金 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価</p> <p>(2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価</p> <p>(5) 直接経費</p> <p>①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費</p> <p>2-3 海象観測装置定期点検・保守業務の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2 端数処理等の方法 (10) 業務価格</p> <p>参考資料-1 気象・海象調査</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>2-2-1 調査業務費</p> <p>(1) 直接調査費</p>

# 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで契約する業務に適用）	改定後（令和6年5月1日以降契約する業務に適用）
<p>8-4 第8-1編 港湾 〔2〕独自基準 第2編 測量調査等業務 第3編 土質調査業務</p>	<p>第3編 土質調査業務</p> <p>1節 土質調査業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>2-2-1 一般調査業務費</p> <p>1) 純調査費</p> <p>(1) 直接調査費</p> <p>①材料費 材料単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価</p> <p>②人件費等 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価</p> <p>(2) 間接調査費</p> <p>①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費</p> <p>2-3 地質調査費の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 一般調査業務費及び解析等調査業務費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は経経費又は一般管理費等で行う。なお、端数の経経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、卒々の経経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p>第4編 船舶および機械器具の借上費</p> <p>1節 船舶および機械器具の借上費</p> <p>2. 積算の内訳</p> <p>3) 労務費 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価</p>	<p>①労務費 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価</p> <p>②材料費 材料単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価</p> <p>③直接経費</p> <p>Ⅲ) 旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費</p> <p>2-3 調査の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2 端数処理等の方法 (10) 業務価格</p> <p>第3編 土質調査業務</p> <p>1節 土質調査業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>2-2-1 一般調査業務費</p> <p>1) 純調査費</p> <p>(1) 直接調査費</p> <p>①材料費 材料単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価</p> <p>②人件費等 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価</p> <p>(2) 間接調査費</p> <p>①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費</p> <p>(令和6年5月1日以降適用)</p> <p>(3) 業務管理費 業務管理費については、以下による。 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、専門調査業者に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用を含む。 なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて経経費として計上する。また、業務管理費は経経費非算定の対象額としない。</p> <p>2-3 地質調査費の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。</p>

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで契約する業務に適用）	改定後（令和6年5月1日以降契約する業務に適用）																								
<p>8-4(1) 第8-1編 港湾 [2] 独自基準 第3編 土質調査業務</p>	<p style="text-align: center;">＜記載なし＞</p>	<p>業務価格の調整処理については、以下による。 一般調査業務費及び解析等調査業務費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、いずれの諸経費又は一般管理費等で調整調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p>2-4 諸経費 (令和6年4月30日まで適用) ・建設土木調査工事積算基準/第3部/第3編/1節/2-4 諸経費/別表第1</p> <p>(令和6年5月1日以降適用)</p> <p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="1361 611 1832 751"> <thead> <tr> <th>諸経費 - 調査調査費</th> <th>100万円以下</th> <th>100万円を超え3,000万円以下</th> <th>3,000万円 を超過するもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種 別</td> <td>率</td> <td>率</td> <td>率</td> </tr> <tr> <td>調査調査費</td> <td>下記の率とする。</td> <td>算定式により算出された率とする。ただし、変動率は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>単文日量数量</td> <td>40.0%</td> <td>200.0</td> <td>0.001</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>40.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>変動率が100万円を超え3,000万円以下の場合は算定式</p> <p>①-A+Y</p> <p>ただし、 A：諸経費率（単位：%） Y：直接調査費÷調査調査費（単位：円） A、b：変動率</p> <p>注1：諸経費率（A）の算定は、本表を併用して算定して示すものとする。 注2：「国土建設情報データベース保存費」は諸経費の対象としない。</p> <p>第4編 船舶および機械器具の借上費</p> <p>1節 船舶および機械器具の借上費</p> <p>2. 積算の内訳</p> <p>3) 労務費</p> <p>労務単価については、以下による</p> <p>・建設工事積算基準/第1.5編単価</p>	諸経費 - 調査調査費	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下	3,000万円 を超過するもの	種 別	率	率	率	調査調査費	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。ただし、変動率は下記による。	下記の率とする。			A	B	単文日量数量	40.0%	200.0	0.001				40.0%
諸経費 - 調査調査費	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下	3,000万円 を超過するもの																							
種 別	率	率	率																							
調査調査費	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。ただし、変動率は下記による。	下記の率とする。																							
		A	B																							
単文日量数量	40.0%	200.0	0.001																							
			40.0%																							

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで契約する業務に適用）	改定後（令和6年5月1日以降契約する業務に適用）
<p>8-5 第8-2編 漁港漁場整備 [2] 独自基準 第1編 設計等業務</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8-2編 漁港漁場整備</b></p> <p>[1] 適用基準 漁港漁場関係工事積算基準 による。</p> <p>[2] 独自基準</p> <p>第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の積算基準</p> <p>第1編 設計等業務</p> <p>1節 設計等業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 業務委託料の積算</p> <p>2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合</p> <p>1) 業務委託料の積算方式</p> <p>単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2端数処理等の方法 (10) 業務価格</li> </ul> <p>2) 各構成費目の算定</p> <p>(2) 直接経費</p> <p>旅費の算定については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費</li> </ul> <p>2-3 設計変更の積算</p> <p>業務委託料の変更については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-9設計変更の積算方法</li> </ul> <p>2-4 職種の定義</p> <p>職種の定義については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-1技術者の職種区分</li> </ul> <p>2-5 旅費の算定</p> <p>旅費の算定については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費</li> </ul> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>第2編 測量・調査等業務</b></p> <p>1節 測量業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>2-2-1 測量作業費</p> <p>1) 直接測量費</p> <p>(1) 人件費等</p> <p>②賃金</p> <p>労務単価については、以下による</p> </div>	<p style="text-align: center;"><b>第8-2編 漁港漁場整備</b></p> <p>[1] 適用基準 漁港漁場関係工事積算基準 による。</p> <p>[2] 独自基準</p> <p>第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の積算基準</p> <p>第1編 設計等業務</p> <p>1節 設計等業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>2-1 積算価格構成の内訳</p> <p>2-1-2 間接原価 (令和6年5月1日以降適用)</p> <p>1) 間接原価</p> <p>間接原価については、以下による。</p> <p>間接原価は当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、船中應對策費用とする。</p> </div> <p>2-2 業務委託料の積算</p> <p>2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合</p> <p>1) 業務委託料の積算方式</p> <p>単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2端数処理等の方法 (10) 業務価格</li> </ul> <p>2) 各構成費目の算定</p> <p>(2) 直接経費</p> <p>旅費の算定については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費</li> </ul> <p>2-3 設計変更の積算</p> <p>業務委託料の変更については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-9設計変更の積算方法</li> </ul> <p>2-4 職種の定義</p> <p>職種の定義については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-1技術者の職種区分</li> </ul> <p>2-5 旅費の算定</p> <p>旅費の算定については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費</li> </ul>

追加→

→ 8-6へ移動



# 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで契約する業務に適用）	改定後（令和6年5月1日以降契約する業務に適用）
<p>8-6 第8-2編 漁港漁場整備 〔2〕独自基準 第2編 測量・調査等業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事積算基準／第15編単価</li> <li>(2) 材料費 単価については、以下による</li> <li>・業務委託積算基準／第15編単価</li> <li>(5) 直接経費             <ul style="list-style-type: none"> <li>①旅費 旅費の算定については、以下による</li> <li>・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3旅費交通費</li> </ul> </li> </ul> <p>2-3 測量業務費の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 測量作業費及び測量調査費の端数処理については、以下による。 測量作業費及び測量調査費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。 なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p>4節 磁器探査業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>2-2-1 調査業務費</p> <p>1) 直接調査費</p> <p>(1) 人件費等</p> <p>労務単価については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事積算基準／第15編単価</li> <li>(2) 材料費 単価については、以下による</li> <li>・業務委託積算基準／第15編単価</li> <li>(4) 直接経費             <ul style="list-style-type: none"> <li>①旅費 旅費の算定については、以下による</li> <li>・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3旅費交通費</li> </ul> </li> </ul> <p>2-3 磁気探査業務（工事）費の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準／総則／第1章／第2節／2-2端数処理等の方法（10）業務価格</p> <p>5節 潜水探査業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>1) 直接工事費</p> <p>(1) 人件費等</p> <p>労務単価については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事積算基準／第15編単価</li> <li>(2) 材料費 単価については、以下による</li> <li>・業務委託積算基準／第15編単価</li> </ul> <p>2-3 潜水探査工事の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。</p>	<p>第2編 測量・調査等業務</p> <p>1節 測量業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>2-2-1 測量作業費</p> <p>1) 直接測量費</p> <p>(1) 人件費等</p> <p>②賃金</p> <p>労務単価については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事積算基準／第15編単価</li> <li>(2) 材料費 単価については、以下による</li> <li>・業務委託積算基準／第15編単価</li> <li>(5) 直接経費             <ul style="list-style-type: none"> <li>①旅費 旅費の算定については、以下による</li> <li>・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3旅費交通費</li> </ul> </li> </ul> <p>(令和6年5月1日以降適用)</p> <p>1) 間接測量費 間接測量費については、以下による。 間接測量費は、動力、用水、光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用および並び部 舞調査、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的経費、業務実績の記録に要する費 用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準 的なOA機器費用（BIM/CDMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用とする。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。</p> <p>2-3 測量業務費の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 測量作業費及び測量調査費の端数処理については、以下による。 測量作業費及び測量調査費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。 なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整 （1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p>4節 磁器探査業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>2-2-1 調査業務費</p> <p>1) 直接調査費</p> <p>(1) 人件費等</p> <p>労務単価については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事積算基準／第15編単価</li> <li>(2) 材料費 単価については、以下による</li> <li>・業務委託積算基準／第15編単価</li> <li>(4) 直接経費             <ul style="list-style-type: none"> <li>①旅費 旅費の算定については、以下による</li> <li>・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3旅費交通費</li> </ul> </li> </ul>

# 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで契約する業務に適用）	改定後（令和6年5月1日以降契約する業務に適用）
<p>8-7 第8-2編 漁港漁場整備 [2] 独自基準 第2編 測量・調査等業務</p>	<p>潜水探査工事費の端数処理については、以下による。 潜水探査工事費（消費税等相当額を除く）は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p>6節 海象観測装置定期点検・保守業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 1) 直接業務費 (1) 人件費等 ②賃金 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第15編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第15編単価 (5) 直接経費 ①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費</p> <p>2-3 海象観測装置定期点検・保守業務の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2端数処理等の方法 (10) 業務価格</p> <p>参考資料-1 気象・海象調査 2. 積算価格の内訳 2-2 構成要素の内容 2-2-1 調査業務費 (1) 直接調査費 ①労務費 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第15編単価 ②材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第15編単価 ③直接経費 Ⅲ 旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費</p> <p>2-3 調査費の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2端数処理等の方法 (10) 業務価格</p>	<p>2-3 磁気探査業務（工事）費の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2端数処理等の方法 (10) 業務価格</p> <p>5節 潜水探査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 1) 直接工事費 (1) 人件費等 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第15編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第15編単価</p> <p>2-3 潜水探査工事の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 潜水探査工事費の端数処理については、以下による。 潜水探査工事費（消費税等相当額を除く）は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p>6節 海象観測装置定期点検・保守業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 1) 直接業務費 (1) 人件費等 ②賃金 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第15編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第15編単価 (5) 直接経費 ①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費</p> <p>2-3 海象観測装置定期点検・保守業務の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2端数処理等の方法 (10) 業務価格</p> <p>参考資料-1 気象・海象調査 2. 積算価格の内訳 2-2 構成要素の内容 2-2-1 調査業務費 (1) 直接調査費</p>

# 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで契約する業務に適用）	改定後（令和6年5月1日以降契約する業務に適用）
<p>8-8 第8-2編 漁港漁場整備 [2] 独自基準 第2編 測量・調査等業務 第3編 土質調査業務</p>	<p><b>第3編 土質調査業務</b></p> <p>1節 土質調査業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>2-2-1 一般調査業務費</p> <p>1) 総調査費</p> <p>(1) 直接調査費</p> <p>①材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価</p> <p>②人件費等 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価</p> <p>(2) 間接調査費</p> <p>③旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費</p> <p>2-3 土質調査の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 一般調査業務費及び解析等調査業務費は、1,000円単位とする。1,600円単位での調整は経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p><b>第4編 船舶および機械器具の借上費</b></p> <p>1節船舶および機械器具の借上費</p> <p>2. 積算の内訳</p> <p>① 労務費 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>①労務費 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価</p> <p>②材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価</p> <p>③直接経費</p> <p>④旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費</p> <p>2-3 調査費の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2端数処理等の方法 (10) 業務価格</p> </div> <p><b>第3編 土質調査業務</b></p> <p>1節 土質調査業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>2-2-1 一般調査業務費</p> <p>1) 総調査費</p> <p>(1) 直接調査費</p> <p>①材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価</p> <p>②人件費等 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価</p> <p>(2) 間接調査費</p> <p>③旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(令和6年5月1日以降適用)</p> <p>(3) 業務管理費 業務管理費については、以下による。 業務管理費は、総調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、専門調査業者に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、集中印刷費用を含む。 なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて経費として計上する。また、業務管理費は経費率算定の対象額としない。</p> </div> <p>2-3 土質調査の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。</p>

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで契約する業務に適用）	改定後（令和6年5月1日以降契約する業務に適用）																
<p>8-9 第8-2編 漁港漁場整備 [2] 独自基準 第3編 土質調査業務 第4編 船舶および 機械器具の借上費</p>	<p style="text-align: center;">&lt;記載なし&gt;</p>	<p>一般調査業務費及び解析等調査業務費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p>2-4 諸経費 (令和6年4月30日まで適用) ・漁港漁場関係工事積算基準/第2部/第3編/1節/2-4 諸経費/別表第1</p> <p>(令和6年5月1日以降適用)</p> <p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="1339 587 1854 746"> <thead> <tr> <th>直接調査費 +間接調査費</th> <th>100万円以下</th> <th>100万円を超え3,000万円以下</th> <th>3,000万円 を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の甲とする。</td> <td>算定式により算出された率とする。 ただし、業額額は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>82.8%</td> <td>290.2</td> <td>-0.091</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象額が100万円を超え3,000万円以下の場合の算定式</p> $Z = A \cdot Y^b$ <p>ただし、 Z：諸経費率（単位：％） Y：直接調査費+間接調査費（甲費：円） A、b：変数値</p> <p>注）1. 諸経費率（Z）の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。 2. 「国土庁整備情報データベース積算費」は諸経費の対象としない。</p> <p>第4編 船舶および機械器具の借上費</p> <p>1) 船舶および機械器具の借上費 2. 積算の内訳 3) 労務費 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第15編単価</p>	直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下	3,000万円 を超えるもの	適用区分等	下記の甲とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、業額額は下記による。	下記の率とする。			A	b	率又は変数値	82.8%	290.2	-0.091
直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下	3,000万円 を超えるもの															
適用区分等	下記の甲とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、業額額は下記による。	下記の率とする。															
		A	b															
率又は変数値	82.8%	290.2	-0.091															

# 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで契約する業務に適用）	改定後（令和6年5月1日以降契約する業務に適用）
<p>9-1 第9編 空港 第1章 空港 [2] 独自基準 第2節 設計業務</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 空港</b></p> <p>[1] 適用基準 設計業務:「空港請負工事積算基準」による。 測量業務:「業務委託積算基準第1編測量業務」による。 ただし、深淺測量業務については、「業務委託積算基準第8編港湾・漁港漁場」による。 地質・土質調査:「業務委託積算基準第8編港湾・漁港漁場」による。</p> <p>[2] 独自基準 <b>第1節 統一事項</b> 「空港請負工事積算基準」を準拠するうえでの統一事項 ①設計変更の積算 「業務委託積算基準総則第2章第1節1-9設計変更の積算方法」による。 ②機種の定義 「業務委託積算基準総則第2章第1節1-1技術者の職種区分」による。 ③旅費交通費の算定 「業務委託積算基準総則第2章第1節1-3旅費交通費」による。 ④業務成果品 成果品の部数は、紙媒体1部、電子媒体2部を標準とし、業務成果品費を算出する場合の報告書提出部数（印刷製本部数）は2部とする。</p> <p><b>第2節 設計業務</b> 「空港請負工事積算基準第2節設計業務等積算基準」による。 ただし、以下については、読み替えて適用するものとする。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p><b>第3節 業務委託料の積算</b> 3-1 建設コンサルタントに委託する場合 (1)業務委託料の積算方式 業務価格の機数処理の取扱いについては以下による。 ・「業務委託積算基準総則第1章第2節2-2機数処理等の方法（10）業務価格」による。</p> <p><b>第4節 空港土木施設的设计</b> 4-3 標準仕様 4-9-2 実地設計 16. その他の設計業務等の積算基準 その他の設計業務等の積算基準については以下による。</p> </div>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 空港</b></p> <p>[1] 適用基準 設計業務:「空港請負工事積算基準」による。 測量業務:「業務委託積算基準第1編測量業務」による。 ただし、深淺測量業務については、「業務委託積算基準第8編港湾・漁港漁場」による。 地質・土質調査:「業務委託積算基準第8編港湾・漁港漁場」による。</p> <p>[2] 独自基準 <b>第1節 統一事項</b> 「空港請負工事積算基準」を準拠するうえでの統一事項 ①設計変更の積算 「業務委託積算基準総則第2章第1節1-9設計変更の積算方法」による。 ②機種の定義 「業務委託積算基準総則第2章第1節1-1技術者の職種区分」による。 ③旅費交通費の算定 「業務委託積算基準総則第2章第1節1-3旅費交通費」による。 ④業務成果品 成果品の部数は、紙媒体1部、電子媒体2部を標準とし、業務成果品費を算出する場合の報告書提出部数（印刷製本部数）は2部とする。</p> <p><b>第2節 設計業務</b> 「空港請負工事積算基準第2節設計業務等積算基準」による。 ただし、以下については、読み替えて適用するものとする。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p><b>第2節 業務委託料</b> 2-2 業務委託料構成費目内容 (2) その他原価 (令和6年5月1日以降適用) 1)間接原価 間接原価については、以下による。 ・当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及(不利用料)）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）とする。</p> </div>

追加→

→9-2へ移動

## 令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで契約する業務に適用）	改定後（令和6年5月1日以降契約する業務に適用）
<p>12-2 第9編 空港 第1章 空港 [2] 独自基準 第2節 設計業務</p>	<p style="text-align: center;">・第2節設計業務等積算基準に記載のなきものは、「業務委託積算基準第3編土木設計業務」による。</p> <p><b>第3節 測量業務</b></p> <p>測量業務については、「業務委託積算基準第1編測量業務」による。 ただし、深浅測量については、「業務委託積算基準第8編港湾・漁港漁場」の港湾事業による。</p> <p><b>第4節 土質・地質調査業務</b></p> <p>「業務委託積算基準第8編港湾・漁港漁場」の港湾事業による。</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>第3節 業務委託料の積算</p> <p>3-1 建設コンサルタントに委託する場合</p> <p>(1) 業務委託料の積算方式</p> <p>業務価格の端数処理の取扱いについては以下による。</p> <p>・「業務委託積算基準総則第1章第2節2-2 端数処理等の方法（10）業務価格」による。</p> <p>第4節 空港土木施設的设计</p> <p>4-3 標準歩掛</p> <p>4-3-2 実施設計</p> <p>16. その他の設計業務等の積算基準</p> <p>その他の設計業務等の積算基準については以下による。</p> <p>・第2節設計業務等積算基準に記載のなきものは、「業務委託積算基準第3編土木設計業務」による。</p> </div> <p><b>第3節 測量業務</b></p> <p>測量業務については、「業務委託積算基準第1編測量業務」による。 ただし、深浅測量については、「業務委託積算基準第8編港湾・漁港漁場」の港湾事業による。</p> <p><b>第4節 土質・地質調査業務</b></p> <p>「業務委託積算基準第8編港湾・漁港漁場」の港湾事業による。</p>

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

【通知日】令和6年4月26日

ページ	改定前（令和6年4月30日まで契約する業務に適用）	改定後（令和6年5月1日以降契約する業務に適用）
<p>第10編 農業農村整備 [2] 独自基準 第1節 設計業務積算基準</p>	<p>第1項 [略]</p> <p>(新設)</p>	<p>第1項 [略]</p> <p><u>第3項 設計業務費構成費目の内容</u></p> <p><u>3-2 その他原価</u> <u>(令和6年5月1日以降適用)</u> その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）で構成する。 なお、特殊な技術計算、図面作成等を専門業者に外注する場合に必要な経費を含むものである。</p> <p><u>(1) 間接原価</u> 間接原価は、業務処理に必要な経費のうち直接原価以外の経費で、当該業務担当部署の事務職員の人工費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、情報共有システムに要する経費（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用である。</p>